

神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)

▶ 計画策定の趣旨

DVは、ドメスティック・バイオレンスを略して表記したもので、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あったものからふるわれる暴力」を指し、性別にかかわらず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVの被害者の多くは女性で、男女の対等な関係作りを進める男女共同参画社会の実現を妨げています。また、DVは、子どもの心身にも大きな影響を与えます。

全ての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指す絶え間ない取り組みが必要です。

「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第4次)」では、これまでの取り組みを推進するとともに、子どもを守るために関係機関が連携した支援の一層の強化を目指します。

▶ 位置づけ

- ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項において市町村が定めるように努めなければならないと規定されている「市町村基本計画」
- ◆国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)」に基づき、被害者に最も身近な行政主体として神戸市に求められる役割を踏まえた計画
- ◆「神戸2025ビジョン」の部門別計画

▶ 計画期間

- ◆令和3(2021)年度から7(2025)年度までの5年間
- ◆法改正や情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画の内容を見直します。

▶ モニタリング指標

当計画の進捗状況を把握し効果的な推進につなげるため、以下のモニタリング指標を設定し、数値を毎年把握します。

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ①神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 | ④DV予防啓発事業(デートDV出前講座)の市立中学校・高校・高専の実施校数 |
| ②区役所における婦人相談等に占めるDV関連相談件数 | ⑤DV被害者支援関係職員向け研修講座数及び年間受講者数 |
| ③DV関連セミナー・講座の講座数及び受講者数 | |

▶ 計画の進捗管理

- ◆当計画に基づき実施した事業については、進捗状況の評価及び検証を実施し、必要があれば計画の見直しを行います。
- ◆年に1回、有識者や関係機関等からなるDV防止対策事業に関する検討会を開催して、事業の進捗について報告し、意見聴取を行います。この検討会の内容については市ホームページで公表します。

- DVは、配偶者や交際相手といった親密な関係における暴力であり、被害を自覚することが難しく、外から見えにくいことから周囲の人も気づきにくい面があります。そのため、被害が潜在化・深刻化するおそれがあり、大きな事件に発展する場合があります。
- 被害者は暴力(身体的、心理的、社会的、経済的、性的等)によって支配されることで無力感を持ち、加害者から逃げるのが困難な場合もあるため、早期の気づきや相談につなげる必要があります。
- このため、啓発の対象者を明確にして内容や方法を検討します。また、支援関係者が被害者に配慮した対応ができるよう、DVに対する理解を深めていきます。

目標① 市民のDVの理解を促進し相談機関を周知する

- DV防止キャンペーンの実施等による意識啓発及びDVに関する相談機関の周知
- DVに関するセミナー等の実施による啓発
- 事業者と協働した啓発

目標② 子ども・若者に対してDVに関する予防啓発を行う

- 小中学校の人権教育における自分も周りの人も大切にする心を育て暴力の防止につなげる取り組みの推進
- 中学生、高校生、大学生等に対するDVの理解促進とその予防のため啓発の実施

目標③ 妊婦・子育て世帯に対してDVに関する予防啓発を行う

- 医療機関等を通じた相談先の周知
- 子育て世帯向け広報媒体を活用した予防啓発

目標④ 被害者に適切な対応を図るために必要なDVに関する理解を深める

- 支援関係者に対するDVに関連した研修の実施
 - ・市職員
 - ・教職員・学校関係者
 - ・保健・医療・福祉関係者(保育所職員含む)
- 民生委員等福祉に関係の深い市民に対する啓発
- 民間支援団体との協力・連携による支援者養成のための研修等の実施

- DV被害者と同伴家族の安全を守るため、市の相談機関や関係機関が民間支援団体とも連携し、個人情報を厳格に管理しつつ適切な情報提供と助言を行い、被害者が安心して相談できる機会を確保しながら、被害者の自己決定を支えています。
- 高齢、障害、外国人、性的マイノリティの被害者は専門的な支援が必要な場合もあることから、各相談窓口等関連機関や民間支援団体等と連携して支援していきます。

目標⑤ 被害者を早期に発見し支援する

- 関係機関での早期発見と対応
 - ・市のあらゆる窓口及び相談機関
 - ・保育所・医療機関や乳幼児健診等
- 早期発見と対応のためのマニュアルの整備と周知
- 配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉部の連携と協働
- 関係部署のDV被害者支援の情報共有や協議など連携の強化
- 要保護児童対策地域協議会におけるケース検討

目標⑥ 被害者が安心して相談できる機会を確保する

- 配偶者暴力相談支援センターの相談業務の通年実施
- 配偶者暴力相談支援センターと区保健福祉部が連携した相談対応
- 高齢の被害者・障害を持つ被害者に対する支援担当部局と連携した相談支援の充実
- 通訳派遣など外国にルーツを持つ被害者への支援実施
- 相談に関わる職員・相談員の資質向上のための研修実施や二次受傷防止のための取り組みの実施
- メール、SNS等、電話と面談以外の相談方法の検討

目標⑦ 被害者を安全かつ迅速に保護する

- 兵庫県女性家庭センターとの連携による被害者の一時保護の実施
- 母子・婦人短期保護事業や市営住宅の目的外使用による避難先の確保
- 民間シェルターへの助成による避難先の確保
- 兵庫県及び他自治体の配偶者暴力相談支援センターとの連携の強化
- 警察との連携の強化
- こども家庭センターにおける子どもの安全の確保

- DVから逃れる際に、被害者は転居、転校、失業、転職、離婚等大きく環境が変化することがあります。被害者が暴力のない当たり前の生活を安心して送ることができるようになるために、住まいや就業など生活基盤の確保を支える総合的かつ長期的な支援を行います。
- DVによる心理的影響は大きく、その回復には時間が必要です。被害者が、心身の健康を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

目標⑧ 被害者の新たな生活を確保する

- 被害者のプライバシー及び個人情報の保護の徹底
- 市役所内各部署の情報管理マニュアルの共有と改善
- 民間支援団体に対する助成による同行支援・通訳派遣等の支援の実施
- 保護命令制度の利用に関する支援
- 市営住宅入居選定時の優遇措置の実施及び広報の充実
- 民間住宅に入居するひとり親世帯への家賃補助制度の実施
- 社会福祉施設の利活用
- 被害者の実情に合った児童扶養手当や生活保護など福祉制度利用に関する相談の強化
- 区役所内ハローワーク窓口及びくらし支援窓口における被害者の状況に配慮した就業支援の実施
- 男女共同参画センターやひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の実施
- 養育費確保対策の実施
- 男女共同参画センターによる法律相談の実施
- 県弁護士会や法テラスの紹介など弁護士につながるための支援

目標⑨ 被害者がDVの影響から回復して心身の健康を取り戻す

- 配偶者暴力相談支援センター及び男女共同参画センターにおけるカウンセリングの充実
- 被害者の心理的回復のための定期的な講座の実施、被害者の交流の場の提供
- 民間支援団体との連携による被害者の生活の場に根ざした自立生活援助の実施
- 母子関係再構築に有効なプログラムの実施
- こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実

- 子どもが見ている前で配偶者に暴力をふるうこと(面前DV)は、子どもへの心理的虐待にあたります。また、配偶者だけでなく、子どもも直接暴力を受けることがあります。
- DV相談機関において児童虐待が疑われる場合は、子どもの安全確保のために、被害者である親の意思を尊重しつつ、こども家庭センター等と速やかに連携します。
- 子どもの相談機関においては、DVのある家庭のパワーバランス・支配のメカニズム等について理解して児童虐待とDVの早期発見に努めていきます。
- DVのある家庭の子どもは、暴力行為の目撃など不適切な養育環境に置かれるため精神的に不安定になり、別居して安全な環境へ移った後にも暴力の影響が残り、同居親との親子関係の困難さを抱えることがあります。DV相談機関と子どもの相談機関が連携し、別居後の子育ての支援と、子どもの心理的支援に取り組んでいきます。
- 面会交流は子どもの利益を最も優先して実施されるべきものですが、DVのある家庭の子どもの面会交流の実施については、親同士の合意の形成が難しいこと、子どもの心のケア等さまざまな課題が指摘されています。被害者である親と子どもの安全性等についても特別な配慮が必要です。DVの特性を踏まえた面会交流の考え方や支援のあり方について慎重に検討していきます。

目標⑩ 子どもの安全・安心な生活を確保する

- こども家庭センターにおける子どもの安全の確保(再掲)
- 円滑な転校・就学手続きのための相談支援の実施
- こども家庭センター及び区こども家庭支援室におけるDV被害者の子育てに関する相談支援の充実(再掲)
- 民間支援団体との連携による子どもの学習支援の実施

目標⑪ 子どもの心理的な回復を支援する

- こども家庭センター等における子どもへの相談支援の充実
- 大学の心理相談室など専門相談機関による心理的ケアの実施検討
- スクールカウンセラーの配置等による学校内で子どもが相談しやすい環境づくり
- DVのある家庭の子どもの面会交流の考え方や支援のあり方に関する検討
- 母子関係再構築に有効なプログラムの実施(再掲)

目標⑫ DV担当部局と児童虐待担当部局の連携を深める

- 配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、区保健福祉部の連携のためのマニュアル等作成

- DV対策施策は多くの部署が連携して実施する必要があります。市役所内に限らず、県や警察、シェルター運営や同行支援等の被害者支援を実施している民間支援団体との連携をさらに深め、ともに被害者に寄り添った支援に努めます。

目標⑬ 推進体制を強化する

- DV施策の課題に関するDV検討会における集中的な協議の実施
- 関係実務者による個々の事案についての対応協議の実施
- 市役所内のDV対策関係課長連絡会議及びDV対策ネットワーク会議を通じた意識向上・情報共有の徹底
- 民間支援団体との定期的な情報交換の実施によるさらなる連携の強化